(例):別居の母

【提出書類】
同意書、仕送り確認書類、母の年金収入確認書類、父の収入確認書類

家　族　調　書

申し立てます。
いことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消され、取消日以降に医
合が負担した医療費等について全額返還することに同意します。

年　○　月　○　日　　組合員氏名　**共済　太郎**

Ⓐ　組合員氏名	Ⓑ　被扶養者氏名	続　柄(長男等の戸籍上の続柄)	記　号	○○○
共済　太郎	**共済　京子**	**母**	番　号	○○○○

引き続き組合員が扶養しなければならない事情	【理由】
☐ ①配偶者のため ☐ ②母(父)子家庭で他に扶養者がいないため ☑ ③その他 ※右の欄に理由を詳細に記述	**母は年金収入のみで、私の仕送りによって生計を立てているため。** ※左欄③の場合のみ記入
現在Ⓐと同居している者はいますか。	☑ 有（　**配偶者、子供３人**　）　☐ 無 記入例）☑有（ 配偶者・子ども２人 ）
Ⓑに配偶者はいますか。	☑ 有　☐ 無（☐死別　☐離別　☐未婚）

Bの京子は、「Aの配偶者である花子と別居」かつ「続柄が母（子又は孫以外の続柄の者）」であるため不要。

以下、右側の欄(**太枠内**)にチェックが入った場合、**該当欄の右側に記載の添付書類をご提出ください**			添　付
Ⓐの配偶者	☐ 無 （☐死別 ☐離別※ ☐未婚） ※離別でⒷが子の場合、養育費の有無及び金額を記入 ☐ 有【月額　　万円】 ☐ 無	☑ 有〔氏名：　**共済　花子**　〕	※1※2 のど　場合も Ⓑが**「Ⓐの配偶　別居」** かつ**「子又は孫　の続柄の者」**である場合　省略可
		☐ 組合員の被扶養者として認定中	
		☐ 本組合の組合員　（記号:　　番号：　）	
		☑ 社会保険等に加入中**※1**　【標準報酬月額　**200** 千円】 【収入見込額　**300** 万円】	配偶者の所得証明書及び標準報酬が確認できる書類
		☐ 国民健康保険に加入中**※2**　【収入見込額　　万円】	配偶者の確定申告書（控）及び経費内訳書
Ⓑ被扶養者に関する事項 現在の状況（複数回答可）	☐ 22 歳**※3** 未満学生 （未就学児等を含む）	☐ 22 歳**※3** 以上学生(**※3** 令和６年４月１日時点での年齢)	在学証明書 (発行日 R6/4/1 以降に限る)
	☑ 無職	☐ 病気等療養中により就労不可	診断書（就労不可の記載要） (発行日 R6/4/1 以降に限る)
	☐ パート・アルバイト等勤務中(社保なし)	☐ 障害のため就労不可	手帳の写
		☐ 求職活動中 ※令和６年３月31日までの有効期限の証をお持ちの場合更新手続きが必要です。	更新手続書類
		☐ その他（　　）	
国内居住要件	☑ 住民票が日本国内にある	☐ 住民票が日本国内にない 又は住民票が日本国内にあるが海外で就労している	国内居住要件の例外に該当することを証する書類
同居・別居	☐ 同居	☑ 別居〔仕送り額(月額)　**９万**　円〕※金額は必ず記載	**※4 の場合のみ必要**
		☐ 大学等の学生	直近６か月分の送金の実績が客観的に確認できる書類 (依頼主名及び受取人名のどちらも表示されている預金通帳の写し等)
		☐ Ⓐの勤務形態による一時的なもの	
		☑ 上記以外**※4**	
収入の有無	☐ 無	☑ 有(年間収入推計額を以下にご記入ください)	
		給与収入　　円	直近の給与明細書
		事業収入　　円	確定申告書及び収支内訳書
		公的年金収入　**１００万**　円	直近の年金額改定(決定)通知書又は送金通知書
		その他　　円	収入確認書類
Ⓐ又はⒶの配偶者以外の扶養義務者 ※扶養義務者とは被扶養者を扶養する義務のある者	☐ 無 (例) 被扶養者が母の場合 母の配偶者(父)、組合員本人、**(母と同居している)組合員の配偶者、組合員の兄弟姉妹**が扶養義務者 (例) 被扶養者が子の場合 子の両親(組合員とその配偶者)が扶養義務者	☑ 有(他の扶養義務者について**以下にご記入ください**)	・父母に✔し、収入がある場合は、収入額が確認できる書類（確定申告書及び収支内訳書、年金送金通知書等）を提出してください。 ・Ⓑへの援助（仕送り）がある場合該当者の所得証明書等 ・**※5** 欄は扶養義務者がⒷと同居している場合は記載不要

Ⓐとの続柄	年齢	Ⓑとの同居・別居	収入	Ⓑへの援助額(月)**※5**
☑ 父	**75**	☑同居 ☐別居	**100** 万	☐有　万 ☐無
☐ 母		☐同居 ☐別居	万	☐有　万 ☐無
☑ その他(**兄**)	**50**	☐同居 ☑別居	**600** 万	☐有　万 ☑無
☐ その他(　)		☐同居 ☐別居	万	☐有　万 ☐無

※　添付書類について提出前に再度ご確認ください。必要書類が添付されていない場合は、被扶養者として継続認定できるかの確認ができないため、認定取消しとなる場合があります。